

～個人の確定申告における～
令和6年版（令和7年3月申告）

誤りやすい事例集

所得税

(譲渡所得を除く)



監修
株式会社 KACHIEL
代表取締役 CEO
久保 憂希也

○本事例集は、令和7年3月17日を期限とした個人の確定申告について、所得税（分離の譲渡所得を除く）の「誤りやすい事例」について取りまとめています。

○本事例集は、「誤りやすい事例」を載せた後に、正しい解釈・処理方法を提示しています。なお、無用な文字数・ページ数の増加を避けるため、法令等の引用は避け、国税庁等のホームページを指定する場合は、URLのみを指定し、できる限り転載を避けております。

○本事例集の文中、文末引用条文の略称は次のとおりとなります。

(1)法令

所法……所得税法

所令……所得税法施行令

所規……所得税法施行規則

措法……租税特別措置法

措令……租税特別措置法施行令

措規……租税特別措置法施行規則

復興財確法……東日本大震災からの復興のための策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

通法……国税通則法

相法……相続税法

消法……消費税法

消令……消費税法施行令

耐令……減価償却資産の耐用年数等に関する省令

オン化省令……国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令

改正法附……所得税法等の一部を改正する等の法律附則

改正令附……所得税法施行令の一部を改正する政令附則

改正規附……所得税法施行規則の一部を改正する省令附則

改正措令附……租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則

改正措規附……租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則

(2)通達

所基通……所得税基本通達

措通……租税特別措置法通達

消基通……消費税法基本通達

耐通……耐用年数の適用等に関する取扱通達

一 確定申告の申告義務等	<u>3</u>
二 所得の帰属・納税地	<u>10</u>
三 非課税所得	<u>15</u>
四 所得区分	<u>19</u>
五 各種所得金額	<u>21</u>
六 損益通算	<u>74</u>
七 所得控除	<u>80</u>
八 税額計算等の特例	<u>105</u>
九 税額控除	<u>107</u>

一 確定申告の申告義務等

○誤りやすい事例 1

1か所から給与（年末調整済）の支払を受け、給与以外の所得が20万円以下である人が、申告納税額が黒字になるとして確定申告を行った。

○誤りやすい事例 2

給与所得が1か所（年末調整済）で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である納税者は、確定申告を要しない者であるから、医療費控除の適用を受けるための還付申告書を提出するときにも、給与所得のみで申告すればよいと考えた。

○誤りやすい事例 3

2か所以上から源泉徴収の対象となる給与の支払を受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の各所得金額との合計額が 20 万円を超える場合は、確定申告をしなければならないとした。

○誤りやすい事例 4

国外から直接支払を受けた給与所得があり、かつ、雑所得が 10 万円あるが確定申告をしていない。

○誤りやすい事例 5

日本の子会社から給与の支払を受けている者（年末調整済）が、外国の親会社から20万円以下の給与等（ストック・オプションを含む。）の支払を受けた場合、確定申告は不要であると考えている。

▼ポイント

源泉徴収が行われない給与等の支払を受けている場合は、所法第121条の規定ではなく、確定申告が必要となります（所法121①、所基通121-5）。

○誤りやすい事例 6

源泉徴収の対象となる公的年金等の収入金額が200万円であり、かつ、不動産所得が15万円である人が確定申告を行った。

○誤りやすい事例 7

前事例のように、所法 121（確定所得申告を要しない場合）に該当する者が提出した申告書は、本人の申出があっても撤回できないと考えている。

○誤りやすい事例 8

給与所得者が提出した医療費控除を受けるための還付申告書（所法 122）に誤りがあり、正当に計算し直すと還付税額が発生しないので、還付申告書が撤回できるとした。

○誤りやすい事例 9

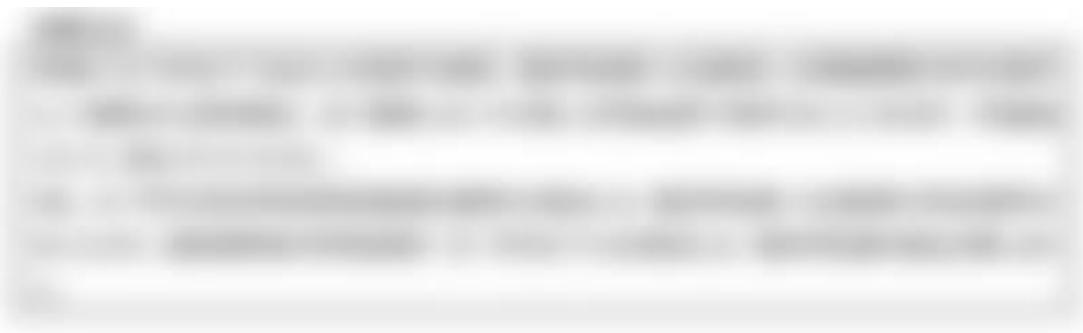
同族会社の役員（給与所得の年末調整済）が、その法人から貸付金利子や不動産賃料を受け取っている場合、その金額が 20 万円以下であれば確定申告の必要はないとした。

○誤りやすい事例 10

公的年金等の収入が 400 万円以下の者で、青色申告特別控除 65 万円を控除した後の所得が 20 万円以下である場合に、確定申告は不要であると考えている。

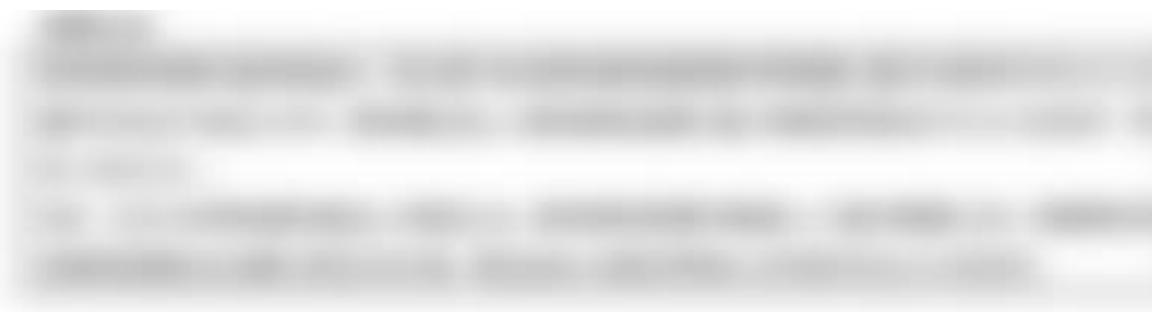
○誤りやすい事例 1 1

源泉徴収された税額が未納であるため、還付申告はできないと考えている。



○誤りやすい事例 1 2

居住者である外国人モデルの報酬について、支払者が誤って 20.42%の源泉徴収をしたものを確定申告書で還付請求している。



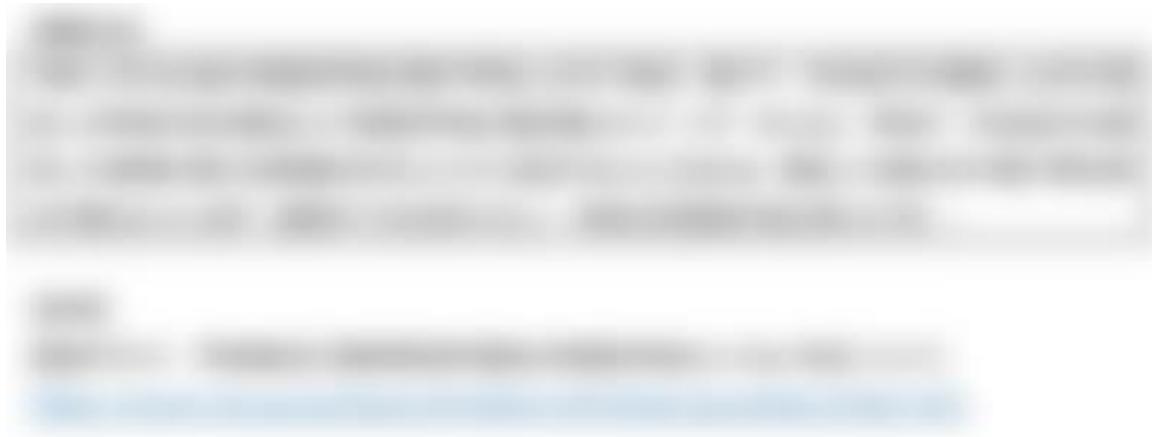
○誤りやすい事例 1 3

相続人が 3 人いるのに、準確定申告書には相続人代表者 1 人の署名のみである。



○誤りやすい事例 14

納税者が死亡した場合の準確定申告を電子申告により行う場合、相続人全員の電子署名等が必要であるとした。



二 所得の帰属・納税地

○誤りやすい事例 1

共有物件を賃貸し、その賃料の全部を 1 人の所得として申告している。

○誤りやすい事例 2

配偶者や親名義の土地を、例えば月極め駐車場として、土地所有者以外の名義で契約し、その所得を契約者の所得として申告している。

○誤りやすい事例 3

未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合、相続時に遡及して是正しなければならないと判断した。

○誤りやすい事例 4

A市に住所を有する納税者甲（会社代表者）が、B市に所在する不動産を自社に賃貸している。甲の収入は役員報酬と自社からの賃貸料収入であるが、納税地をB市とした。

1. *What is the best way to increase sales?*

2. *How can we improve our customer service?*

3. *What are the most effective marketing strategies for our products?*

4. *How can we reduce costs while maintaining quality?*

5. *What are the latest trends in our industry?*

6. *How can we enhance our product packaging?*

7. *What are the best ways to engage with our target audience?*

8. *How can we ensure ethical business practices?*

9. *What are the most efficient ways to manage our supply chain?*

10. *How can we measure the success of our initiatives?*

1990-1991

1991-1992

1992-1993

1993-1994

1994-1995

1995-1996

1996-1997

1997-1998

1998-1999

1999-2000

2000-2001

2001-2002

2002-2003

2003-2004

2004-2005

2005-2006

2006-2007

2007-2008

2008-2009

2009-2010

2010-2011

2011-2012

2012-2013

2013-2014

2014-2015



Digitized by srujanika@gmail.com

--

1. **What**

2. **How**

3. **When**

4. **Where**

5. **Who**

6. **Why**

7. **How**

8. **What**



